

## 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する工事仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・ 工 事 名 汚水管渠築造工事（東坂戸幹線－2）
- ・ 工事箇所 坂戸市大字石井地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。また、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員の承認を得るものとする。

- ・ 種類及び処理量 工事仕様書参照
- ・ 中間処理施設 狭山市広瀬台地内、大丸商事（株）

（単価については、土木工事設計単価表のとおりとする。）

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示しなければならないものとする。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

別表

## 濁水処理量の算定

m<sup>3</sup>／100m

| 舗装版切断厚 | 濁水処理量 | 備 考 |
|--------|-------|-----|
| 5 cm   | 0.130 |     |
| 10 cm  | 0.240 |     |
| 15 cm  | 0.350 |     |
| 20 cm  | 0.460 |     |
| 25 cm  | 0.570 |     |
| 30 cm  | 0.680 |     |
| 35 cm  | 0.790 |     |
| 40 cm  | 0.900 |     |

※ 舗装版切断厚が上表によらない場合

例： 3 cm       $0.130 \times 3 / 5 = 0.078$

12 cm       $(0.350 - 0.240) \times 2 / 5 + 0.240 = 0.284$